

日本高気圧環境・潜水医学会
専門医認定規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は、高気圧酸素治療ならびに潜水医学の健全な発展普及と進歩を促し、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2章 専門医認定委員会

(委員会の設置)

第2条 日本高気圧環境・潜水医学会（以下「本会」と略記）は、高気圧酸素治療・潜水医学専門医認定委員会を置く。

2 委員会の構成および運営は、別に定められた専門医認定委員会規則による。

(業務)

第3条 専門医認定委員会は、この規則によって以下の業務を行う。

- (1) 専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 資格認定委員会を設置する。
- (3) 専門医の認定のための審査を行う。
- (4) 関連学会との連絡および調整を行う。

第3章 資格認定委員会

(業務)

第4条 資格認定委員会は、専門医の認定審査を行う。

(委員の選出)

第5条 代表理事は、理事会の議を経て、評議員の中から資格認定委員会の委員長および委員若干名を選出する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないが、連続6年を超えない。

(欠員補充)

第7条 委員に欠員が生じたときは、代表理事がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

第4章 専門医の申請資格

(申請資格)

第8条 専門医の認定を申請する者（以下専門医認定申請者と略記）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 継続3年以上本会の会員であり、会費を完納していること。
- (3) 高気圧酸素治療を行っている医療機関に、3年以上継続勤務し、かつ、この期間中、引き続いて高気圧酸素治療に従事していること。
- (4) 別に定める関連学会（別表）の認定医または専門医であること。
- (5) 別に定める業績を有すること。
- (6) 研修講座を受講していること。
- (7) 認定試験に合格していること。

第5章 専門医の認定方法

(申請方法)

第9条 専門医認定申請者は、次の各号に定める申請書類の正本及び副本各1通を資格認定委員会に提出し、審査手数料10,000円を納付する。既納の審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返戻しない。

- (1) 専門医認定申請書（5cm×5cmの写真）
- (2) 履歴書
- (3) 日本国の医師免許証写し
- (4) 業績目録および業績
- (5) 研修実績一覧表および証明書類
- (6) 研修講座受講証の写し

(審査)

第10条 専門医認定申請者については、資格認定委員会が毎年1回、申請書類および試験によって申請者の専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医認定委員が判定を行い、代表理事に答申する。

- 2 代表理事は、専門医認定委員会の報告に基づき適格と認めた者を、理事会の議決を経て専門医として認定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本会評議員（以下「評議員」という）については、審査を免除することができる。
- 4 審査に関する異議は、いかなる理由があっても、これを受理しない。

(専門医更新申請者の審査と認定)

第 11 条 専門医申請更新者の審査は、毎年、代表理事が広告した期日の午後 5 時まで、以下の更新に必要な申請証明書類に申請審査料 10,000 円を添えて、認定・試験委員会に提出することによって行う。

- (1) 専門医更新認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 医師免許証写し
- (4) 専門医認定証写し
- (5) 生涯教育の単位取得を証明する書類の写し

- 2 専門医認定委員会は前項の審査結果を代表理事に報告する。
- 3 代表理事は認定・試験委員会の報告に基づき適格と認めた者について、理事会の議決を経て専門医の認定を更新する。
- 4 審査に関する異議は、いかなる理由があっても、これを受理しない。

(認定証の交付)

第 12 条 代表理事は専門医として認定した者に対して、本会高気圧酸素治療専門医認定証を交付する。

- 2 専門医認定料は 30,000 円とする。
- 3 既納の専門医認定料は、いかなる理由があっても、これを返戻しない。
- 4 専門医認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。ただし、第 13 条の規定によって専門医が認定資格を喪失したときは、専門医認定証の有効期間は、専門医の資格を喪失した日までとする。
- 5 前項に規定された有効期間の間に専門医認定証を亡失した専門医が認定証の再交付を文書によって申請したときは、代表理事は、理事会の議を経て、専門医認定証を再交付することができる。ただし、前項の規定にかかわらず、再交付する専門医認定証の有効期間は、亡失した専門医認定証の有効期間を越えることができない。
- 6 前項の規定による専門医認定証の再交付料は 10,000 円とする。

(資格の喪失)

第 13 条 専門医が、次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 専門医が専門医を辞退することを代表理事に申し出たとき。
- (2) 本会会則第 7 条の規定によって会員の資格を喪失したとき。
- (3) 日本国の医師免許を喪失したとき。
- (4) 専門医認定証の交付を受けた日から 5 年間を経て、専門医の認定を受けなかったとき。
- (5) 専門医の認定を取り消されたとき。

(認定の取り消し)

第 14 条 専門医に、専門医としてふさわしくない行為があったときは、専門医制度委員会の審査および理事会の議決によって、専門医の認定を取り消すことができる。この場合、議決の前に、その者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第 6 章 研修講座

(カリキュラム)

第 15 条 研修講座のカリキュラムは、高気圧酸素治療の全般を理解させることを目的として、教育委員会が編成し、理事会の議決を経て決定する。

(開催日)

第 16 条 研修講座は、毎年 1 回、理事会が決定した地区で開催する。ただし、理事会が必要と認めたときは、同一年度に 2 回以上開催することを妨げない。

(開催者)

第 17 条 研修講座の開催に関する業務は、本会の教育委員会が行う。

(受講料)

第 18 条 研修講座の受講料は 30,000 円とし、受講申込書に添えて、教育委員会が定めた期日までに、前納する。

2 既納の受講料は、いかなる理由があっても、これを返戻しない。

(免除)

第 19 条 評議員であって専門医の認定を申請するものについては、研修講座の受講を免除する。

(受講証)

第 20 条 教育委員会は、研修講座の課程を履修したものに対して研修講座受講証を交付する。

第 7 章 生涯教育

(クレジット制)

第 21 条 専門医は専門医認定証の交付を受けた日から 5 年間で 25 単位以上の生涯教育の単位を取得しなければならない。

2 生涯教育の単位は以下のように定める。

日本高気圧環境・潜水医学会総会	8 単位
日本高気圧環境・潜水医学会地方会	4 単位
日本高気圧環境・潜水医学会教育集会	8 単位
高気圧酸素治療安全協会教育セミナー	2 単位

日本高気圧環境・潜水医学会が定める国内の学術集会 2単位

日本高気圧環境・潜水医学会が定める海外の学術集会 4単位

第8章 経過措置

第22条 第10条第1項の規定にかかわらず、高気圧酸素治療管理医の資格を有する専門医認定申請者については、平成26年度まで、書類審査のみで専門医認定を受けることができる。

第9章 補足

(規則の変更)

第23条 この規則は、理事会の議決によって変更することができる。

(委任)

第24条 この規則を施行するために必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

専門医認定制度の施行細則の改正について

本学会専門医制度の施行にあたり、規定に定められた以外の事項については、次の事項の施行細則に従うものとする。

1. 現在、高気圧酸素治療管理医で高気圧酸素治療経験3年以上あるものは下記に示す専門医申請書一式の提出をもって、専門医として認定審査を受けることができる。

2. 申請認定手数料は30,000円とする。

3. 申請書様式は下記のとおりとする。

専門医申請書

履歴書

業績目録

医師免許証写し

本学会、地方会参加証写し

4. 専門医更新の要件は下記のとおりとする。

継続して本学会の会員であること。

認定後5年間、委員会が指定した学会、教育集会に参加して所定の単位を取得した者。

更新料は10,000円とする。